

(別紙3)

議会報編集業務 プロポーザル 審査基準

1 審査項目、配点、採点方法等

審査項目	審査事項		配点	採点方法
	審査書類等	着眼点		
A	基本姿勢等	提案書	200 (5×40)	5人の審査員により採点する。 Aは各審査員40点、Bは各審査員70点の配点とし、2(1)の表に基づき、それぞれ配点に係数を乗じて得た数の総計を評価点数(得点)とする。
B	デザイン力 編集技術力	提案書 提案試作品	350 (5×70)	
C	業務体制	業務体制書	50	2(2)のとおり。
D	業務実績	業務実績書	50	
E	見積金額	経費見積書	50	2(3)のとおり。
計			700	

2 評価等の基準

(1) 審査項目A、B

審査項目AおよびBは、審査委員が5段階で評価をすることとし、その基準は、右の表に定めるとおりとする。

評価段階	基準	配点に乗じる係数
5	特に優れている	1.0
4	優れている	0.8
3	標準的又は普通	0.6
2	やや劣る	0.4
1	劣る	0.2

(2) 審査項目 C、D

審査項目 C および D は、4 段階で評価することとし、その基準は以下の表に定めるとおりとする。

① 審査項目 C 業務体制

基準	評価点数（得点）
総括責任者 1 名、編集及びデザイン担当者 5 名以上の体制	50 点
総括責任者 1 名、編集及びデザイン担当者 3 名～4 名以上の体制	30 点
総括責任者 1 名、編集及び制作担当者 1 名～2 名の体制	10 点
総括責任者の不在など、上記のいずれも満たさない場合	0 点

② 審査項目 D 業務実績（過去 2 年度の実績）

基準	評価点数（得点）
官公庁（議会含む）の広報紙編集発行の受託実績が 2 件以上あり。	50 点
官公庁（議会含む）の広報紙編集発行の受託実績が 1 件あり。	30 点
官公庁（議会含む）の広報紙編集発行の受託実績はなし。 民間の広報紙編集の実績はあり。	10 点
実績なし	0 点

(3) 審査項目 E

見積金額の評価は、下記の計算により算出した数を評価点数（得点）とする。

満点（50 点）×（見積価格のうち最低価格／自社の見積価格）小数点以下切り捨て

3 評価点数（得点）の集計

提案者の評価点数（得点）は、審査項目 A から E の得点を合算した点数とする。

4 優先交渉順位の順位付けの方法

提案者の優先交渉順位は、提案者の総合得点の高い順とする。

この場合において、総合得点が高同点の場合の順位付けは、委員審査分に係る得点（審査項目 A および B の総得点）の高い順とし、なお同点の場合は、見積金額の低い順とし、なお同順位となる場合は、審査委員の合議により決することとする。

5 その他

提案者が 1 者の場合でも審査を行い、審査委員会が適切な事業者として判断した場合は、優先交渉権者とする。